

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第6回）議事録

■日時 令和元年12月19日（木）午後3時30分～午後4時45分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

■出席委員

齋藤第一部会長、奥委員、小堀委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、平林委員、森川委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（1）（仮称）新ごみ焼却施設整備事業【3回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について質疑及び審議を行った。

（2）東金町一丁目西地区市街地再開発事業【2回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について質疑及び審議を行った。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第6回）

速 記 録

令和元年12月19日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

(午後 3 時 30 分開会)

○森本アセスメント担当課長 委員の皆様におかれましては、本日は、お忙しい中、そしてお寒い中御出席賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員 12 名のうち、8 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○齋藤部会長 それでは、本日もよろしくをお願いいたします。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

それでは、傍聴人を入場させてください。お願いします。

(傍聴人入場)

○齋藤部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されて結構です。

それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となっております。

それでは、「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

本日は 3 回目の質疑及び審議となります。前回までに出していただいた質問・コメントに基づき議論していただき、次回の総括審議へ向けたまとめの場としていただきたいと思いますと考えております。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、事業者の方は席の移動をよろしくお願い申し上げます。

本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに事務局から資料の説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、3 ページの資料 1 をご覧ください。委員の皆様、それから事業者、前々回、前回は活発な御審議をありがとうございました。

こちらの資料でございますが、第 1 回目、第 2 回目の御審議において委員の皆様からいた

いただいた指摘や質問事項などと、それらに対して事業者から御説明いただいたことを環境影響評価項目ごとに大気汚染から順に、また、環境影響評価項目に区分できない事項については、その他として一覧表に整理したものでございます。

3 ページからまいりますと、1 番と 2 番が大気汚染、4 ページの 3 番から 9 ページの 12 番までが騒音・振動、10 ページの 13 番が土壌汚染、14 番が地盤、水循環、11 ページの 15、16 番がその他として記載してございます。

なお、11 ページから 12 ページにかけて 17 番の悪臭、12 ページの 18 番の生物・生態系、19 番の自然との触れ合い活動の場については、前回、2 回目、11 月 22 日の御審議で追加となった評価項目の質疑応答となりますので、こちらについても御確認いただければと存じます。

こちらは事項の数も多く、時間の都合もございまして、読み上げなどの具体的な説明は割愛させていただきます。適宜スクロールいただき、ご覧いただければと存じます。

また、訂正などがございましたら適宜御発言いただければと存じます。

続きまして、去る 12 月 10 日でございますが、小平市で開催いたしました都民の意見を聴く会における公述意見の概要について、今回は口頭ではございますが、説明させていただきます。

公述意見の詳細については、来月の総括審議の際に資料化させていただきますので、提示させていただきますので、御容赦いただければと存じます。

本件の都民の意見を聴く会においては 3 名の方から公述の申し出がございました。公述意見については、お手元に置かせていただきましたベージュ色の見解書の冊子の第 6 章に記載のものと内容的には重複するものが大半でございました。ここでは環境的見地から公述いただいた公述意見を紹介させていただきます。

公述人の 1 人目の方からは、主な公述としましては、1 つ目に、本アセスの対象施設ではございませんが、事業者が本件の清掃工場よりも先行して本年 4 月から稼働いただいている資源物中間処理施設からの排気ガス拡散状況を実測してほしいという要請。2 つ目に、本事業の半径 1.2km の環境影響に含まれる立川市清掃工場との環境影響の重合、特に大気汚染の重合を予測・評価して、市民にわかりやすく図示してほしいという御意見。3 つ目としましては、ごみ焼却施設の煙突の高さについて再検討してほしいということでございます。これは、建替え後の煙突の高さが 59.5m であり、建替え前の煙突の高さ 100m に対して低くなることへの不安。それから、三多摩地域における近年の焼却施設整備の事例で、浅川清流環境組

合の事例で煙突の高さが変更されている事例をもとに、煙突の高さを再検討してほしいというものでございます。もし再検討していただけないならば、影響範囲内の小・中、幼稚園、保育園などにおける小児ぜんそくやアトピーなどの罹患率が影響範囲外のそれらの施設と有意な差がないことを確認してほしいというものでございます。

公述人の2人目の方からの主な公述のうち、1人目の方と重複しないものとしましては大きく3点ございまして、1つ目に、ごみ焼却場からの排出ガスなどの最大着地濃度地点が煙突から南西方向650mということを見解書の事業者の見解で繰り返し述べていただいているが、風向というものは常時変化するものであって、当該方向にとどまるものではないことは当然である、予測値はあくまでも評価書案によるものであって、実際にはそれ以上の影響及び可能性も想定されるべきという御意見でございます。2つ目としましては、煙突の高さに関するもので、100mの煙突と59.5mの煙突、それぞれの排出ガスなどの拡散範囲、希釈率の比較を行うべきという御意見。3つ目としまして、バックグラウンドについて、まともにバックグラウンドを計測しようとするのであれば、全ての施設の稼働を停止させ、期間を置いて調べなければならないという御意見でございます。

公述人の3人目の方からの公述については、今申し上げました1人目の方、2人目の方と同じような趣旨の内容でございました。

以上、去る12月10日に開催しました都民の意見を聴く会における公述意見の概要でございます。

見解書については、先ほども申し上げたとおり、机上に配付させていただいておりますので、適宜御参照いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいま、資料に基づきまして、また、先日の都民の意見を聴く会のお話を御説明いただきました。ここで皆様方からただいまの話に関しまして御意見とかコメントもしくは、森川委員、都民の意見を聴く会に出られましたので、何かコメントがあれば先にお話を願います。

○森川委員 都民の意見のほうに出席させていただきました。お話をいろいろ伺っている中で、やはり説明を御理解いただけていないのかなという印象がありまして、もう少し丁寧に説明することで御理解いただけるのではないかなと思った次第です。特に煙突の高さなどは、なぜ60mにしたんだという根本的なところをもう少し御説明いただくほうがいいのかと。

今の質問とかのお答えとかをいただいている見解書とかのお答えの中で、濃度とかを予測して、大丈夫ですよという御説明をしているのですけれども、今の 100m のときの状況と比較して具体的にわからないといけないのかなというのは感じたのです。

質問に入ってしまったでもいいですか。

○齋藤部会長 結構です。

○森川委員 今の施設のもともとの排ガスの濃度というか、汚染物質が出てくる状況と、新しく設備が変わって、どういう焼却になって、汚染物質が出てきますよという、もとの煙突の排出濃度及び排出量の予測に使ったデータがございませけれども、現状の建替える前のデータというのはお示しいただいているのでしょうか。

○齋藤部会長 御回答が可能でしょうか。バックグラウンドのとり方とも関係してはいるのですけれども、現状から建替えることによって、汚染物質の拡散が結局どうなるのだというところが……。

○森川委員 今回もお答えいただいでいて、60m と 100m で大気濃度はどうですよと数値が出ているのですけれども、多分それだと、当然数値なので、100m のほうが低く出ますし、60m のほうでも問題ないのですけれども、数値として出てしまうとやはり、低いじゃないかという話になると思うのです。そこは議論すべきぐらいの濃度レベルではないのですけれども、数値として出てしまうとやはり心配になるので、そうではなくて、根本的な、もともとの排ガスの量、汚染物質の量がどう改善されるから 60m でも問題はないのですというような、そういう結果だと思ふのです。そこをきちんと説明してあげないといけないかなと思いました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。事業者のほうは何か御回答をお願いできますか。

○事業者 まず、評価書案の 33 ページをご覧くださいませでしょうか。ここには自主基準値という数字が書かれています。表 6.2-6 でございます。一番上でございます。こちらが、既存施設の自主基準値が一番右側。この施設に関しましては、建設当初はもう少し高い数値の、当然法規定を守るというのが基本的な設定でございましたけれども、その後、組合のほうでもさまざま改造、改修等を加えまして、自主基準値として法規制値よりも下げた形で今操業しています。これに対しまして、その左側、自主基準値が今回の新しくつくる施設の自主基準値となります。右側の既存施設も自主基準値がこの数字ですけれども、現状この数字よりも下回った形での操業をしています。左側の新しい施設に関しましても、これを超えないという形で操業していきますので、これより低い数値で操業していくということになりますので、この観点から見ましても、新しい施設が排ガスに関しては改善されるということがわか

るかと思えます。

もう一つ、今回の計画のもととなります施設整備基本計画というものを組合のほうで策定しております。この策定の際は、地域の方、公募の方、廃棄物処理施設の専門的な技術の方、そういった方に入っていて、懇談会という形でいろいろ意見をいただいております。現状、組合では100mの煙突と59.5mの煙突と2本ありますけれども、この懇談会の中でも両論意見が出てきていまして、この施設整備基本計画の中で、100mの場合、60mの場合と数値を出しまして、その上で組合として59.5mの煙突で建設していくという形をとっております。ただ、これは、その後の、今回やっています環境影響調査の中で、59.5mの煙突で影響があるかないか、そういったところを調査して行って、その上で、59.5m、最終的にいくのかというのを判断することにしておりますけれども、今回の調査の中で環境基準を十分下回るということが判断できておりますので、59.5mの煙突ということで進めさせていただいております。

○事業者 若干補足しますと、実は既存施設は3号炉と4・5号炉と3炉あるわけですが、3号炉は150tの炉です。煙突の高さは59.5mです。既存施設も59.5mがあります。あと4号、5号とあるのですが、これはそれぞれ105tの炉が1基ずつということで、4号、5号を合わせると210t。この施設のガス量、それと、今申し上げました33ページにあるような既存施設の基準値がございますね。この基準値の濃度の物質が出たときに求めた排ガス量等々から計算した、実はそういった試算もしました。

その結果、最大着地濃度地点はどうかというのがまず1つあるのですが、既存施設の場合は、3号と4・5号を合わせたものですが、南西約820mあたりのところに最大着地濃度の地点がある。新施設は、アセスにも書いたとおり、南西方向に600mという差があります。

では、最大着地濃度地点の濃度はどうかというのも、これも試算なのですが、増えるものもあったり減るものもあったり、いろいろ。総合的にいうと同じかなという結果になっております。既存施設の場合は排出濃度を基準値にした。新施設の場合も基準値にしたということで、実際に今どのくらいの濃度が出ているかという計算はしていないので、実際のところはわからないのですが、一応計画施設の場合は基準値で濃度をやっておりますので、同じ条件に合わせるということで、既存施設も自主基準値の濃度のものが出るということの試算です。

それでいきますと、例えば二酸化硫黄はかなり減少、50%程度の減少がございますし、二

酸化窒素については6%程度の減少。浮遊粒子状物質については19%ぐらい増えているということです。ダイオキシンは50%ぐらい減、塩化水素に至っては80%以上減、水銀についても、既存施設は $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 、計画施設は $30 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ということもあるのですが、40%ぐらい増えるというような結果になっております。これはパーセント、割合ですけども。そのような結果で、総合的に見ると、既存施設の稼働の状況と新施設が稼働したときの最大着地濃度地点の影響というのはほぼ同じようなものかなと考えております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。森川委員、何かコメントはございますか。

○森川委員 確認ですけども、既存の施設は33ページの表の右側のデータで計算して、新しいほうは真ん中の自主基準値というので計算したということですね。

○事業者 はい。

○森川委員 実際の排ガスのばい煙の中の濃度というのは、これよりは低いけれども、実際の数値はわからないということで。

○事業者 先ほど申したように、計画施設の予測がこの基準値でやっていますので、それと合わせるという意味で既存施設もこれに合わせたということです。

○森川委員 おおむねもう計算をやっていただいて、おおむね下がっているものが多くてということですね。若干上がるものもあるということで。

○事業者 はい。

○森川委員 それについては、逆に環境基準というところで見ればいいかなというところですかね。

○事業者 もうこれも十分クリアしているという結果であります。

○森川委員 わかりました。ありがとうございます。

○齋藤部会長 その説明をしっかりとくださいということなのですね。

○森川委員 そうですね。今のデータで100mと60mを比べると、どうしたって数字としては大きくなるじゃないですか。いい悪いは別にして。そこを見ると、やっぱり心配になるんですよ。やっぱり100mのほうが低くていいじゃないというお話になるので。そうではなくて、今と比べてどうですよというのが一番大事だと思うのです。そここのところの説明があるといいかなと思いました。

○事業者 補足しますと、排ガス量で比較するとそこら辺わかるのかなという気がするんですけども、先ほど、炉の規模は、既存が150tが1炉と105tが2炉というところで、排ガス量でいきますと、既存が湿りの実ガス量でいきますと12万 m^3 くらいに対して、計画施設

は1炉当たり3万400m³というような感じなので。だから、既存のほうが全然排ガス量は多い。それにもかかわらず、濃度としてはさほど変わらないということが言えると思います。

○森川委員 わかりました。

○齋藤部会長 今、森川委員からお話があったような、今御説明いただいたような情報が市民のほうにどのような形で伝わるのかということなのだと思います。環境アセスの本来的な目的としては、事業者と住民との間の環境に関するコミュニケーションを図っていくということも一つの目的であることからすると、本来であれば、この評価書案の中に記載されていることだけではなくて、もう少しその比較が明確になって、住民が安心できるような情報も含めて本来的には記載されてもいいはずだと、私は個人的には思っているのです。ただ、アセスの制度とか書式の決まりがあるので、なかなかそこまでいかないとすると、今御説明があったようなことを別の形で少なくとも住民にしっかりと御説明いただかないといけないのかなと思っています。

私も一緒に森川委員と参加させていただきましたけれども、いろいろあるにしても、コミュニケーションがちょっとうまくいっていないのではないかなと感じました。ですから、時間が長くなってしまいますけれども、公述人、3人だったのですけれども、非常に熱い気持ちを訴えておられました。中には、森川委員からお話があったように、データの見方も含めて誤解もあって、事業者が考えておられるような、もしくはされている説明を正確に理解されていないがゆえにぶつかってしまっているようなところもあるようには思ったのですが、そのもとになっているのは、そもそもの、これが幾つかのごみに関するプロジェクトの一番最後のプロジェクトだと思うのですけれども、それまでの間にコミュニケーションがうまくいかなかったところがあるように私も感じました。もう起きてしまったことですからしょうがないので、ということは、あとは情報をできるだけ開示していただいて、不安感とか不信感をできるだけなくすようにしていただくしかないのかなと思っています。アセスの中でできることは限られているので、今、コメントとしてつけ加えさせていただきましたけれども、ぜひともその点をお願いしたいと思います。

森川委員、よろしいでしょうか、そんな感じで。まだ何かあれば。

○森川委員 よろしいです。

○齋藤部会長 結構ですか。はい。どうもありがとうございました。

それでは、今、都民の意見を聴く会のところに絞って少し話をさせていただきましたけれども、事務局のほうから話がありました質疑応答の内容、その他何かお気づきの点等、ここ

で御質問、御意見等をいただきたいと思えますけれども、何かございますでしょうか。

この質疑応答に関しましては特に御意見はないということよろしいでしょうか。はい。

それでは、特に御意見がないようですので、引き続き事業者との質疑応答になりますけれども、まずは欠席されている委員から何か御意見があれば伺っておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 コメントなどは特に預かってございません。

○齋藤部会長 わかりました。欠席委員からのコメントはないということですので、あとはここにいらっしゃる、それぞれの専門の項目が挙がっていると思えますので、それぞれの見地から何か最後に聞いておきたいこと等がございましたら御意見をいただければと思えます。後ほど最終的な答申案の取りまとめに向けて項目を選定していくような話になりますけれども、ここに挙がっていることの中でもう少し詰めておくべきこともあるように思えますので、何かございましたら皆様から御意見、御質問等をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

高橋委員は、前回御欠席のときにいろいろやりとりをさせていただきましたけれども、何か追加でとか、特にはないでしょうか。

○高橋委員 私から幾つか質問させていただいた点に関して、事業者の方からはちゃんと回答をいただいております。それで大体いいと思っているのですが、コメントをつけ加えるとすると、手元の資料で4番とか5番の、車両の走行に伴う騒音の評価結果が、一部環境基準を超過している部分があります。これに対してコメントをつけさせていただいているのですが、事業者の方がこの数値を出すに当たって予測をされている、その予測条件として、特に工事用車両のほうですね、工事用車両が走行する区間が3通りあるのですけれども、その3つにそれぞれの予測台数を配分することなしに、全ての車両が1区間を走行するという条件で予測されているがために若干大きくなっている部分はあると思うのですが、予測条件をそのような条件で予測したということを住民の方がわかるように説明していただくのがよいかという気がいたします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。記載については、なかなか読み込むのが難しいところもあるので、できるだけわかりやすくということかと思います。よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょう。何かございますでしょうか。

○森川委員 この場で申し上げる話ではないかもしれないのですが、都民の意見を聴

く会で出ました廃プラの施設のほうの説明とかなのですけれども、実は、あの後、私どもも見学に行ったのです。どんな操業をなさっているかということを確認してまいりまして、確かにVOCが出ますよという話ですけれども、きちんとその処理をされているということを確認してきたのです。ただ、門のところモニターが出ていて、数値が出ていて、それは実は後処理をする前の測定値を出しているんですよという説明を受けたのです。後処理の後ではなく。何でもかといったら、後処理の後だと全然濃度が出なくてゼロだから、それは出してないんですよという御説明を受けたのです。もしそれが正しいのであれば、きちんとそれを皆さんに御説明する場をちゃんと設けられたらいかかなと。この場でこういう対象設備の話ではないのですけれども、そういうところの説明をきちんとされたほうがいいかなと思いました。

拡散の実験をやられるという話を聞いたのですけれども、余りそれは意味はなくて、きちんと出口側と一般環境のところ濃度を測ってあげる、それが一番いいと思ひまして、それはおそらくやられているのだと思うのです。やられているのであれば、その結果をお出ししてあげればいいし、そんなに物すごいお金がかかるわけでもないで、もしやっていなければやっていただいて、お示しするというのもあるのかなと思ひました次第です。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。今回のアセスとは直接関係ない施設に関することではありますけれども、お話があったのですが、何かコメントがあれば。

○事業者 今回の測定箇所と実際の測定、排出口と環境測定、そういったところを、持ち帰りました担当と再確認させていただきたいと思ひます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○奥委員 先ほど事業者の方からの御説明の中で、煙突の高さを59.5mにした経緯についてお話しいただきましたけれども、懇談会を設置して、その中で100mと59.5mで、どちらにするかということで検討した結果、59.5mということになって、事業計画もそれでというお話で、評価書案の52ページのところに、事業計画の策定に至った経緯というのが書いてありまして、確かに懇談会を設置して基本計画（案）をまとめたということが下から2つ目の段落に書いてございます。ただ、ここでは具体的な、煙突高の検討がどのようになされて、どういう理由でということとは特に書いていない。煙突の高さを59.5mにしますというのは、21ページの「施設計画」のところ表のほうに示されていますが、やはりここでもなぜ59.5mなのかということとは特に書かれていないということで、申し上げたいのは、今、評価書案の段

階ですけれども、評価書の段階では、この高さにした理由ですね、なぜこの高さが妥当だという結論に懇談会でなったのかといったようなことも含めて、それが 52 ページの経過のところなのか、それとも施設計画のところなのか、どちらに書くのがわかりやすいのかは御検討いただければと思いますけれども、なぜこの高さなのかというところがそもそも都民の方からも、その根拠、論拠を知りたいというところが強いと思うのです。それにはまだ正面から答えていただけていないという状況だと思ひまして、そこで何かコミュニケーションがすれ違ってしまっているということなのではないかと思ひます。ですので、ぜひ評価書段階ではその記述を充実していただきたいなと思ひます。要望でございます。よろしくお願ひします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。そのような御要望もあったようですが、事業者のほうから何かコメントはございますでしょうか。

○事業者 私どもも初めて、特に私は初めて環境影響評価というのをやっております、この中では、こういう施設整備なのだと決まっているというところからのスタートで、こういう評価をしていくというところをメインで考えておりましたので、少しそういったところが抜けていたかなど。逆に、書いてよろしいのかどうかというのもわからなかったというところもあります、今御意見をいただきまして、いずれかのところですね、21 ページにするか 52 ページにするかというところはありますけれども、そのあたりの表記をさせていただきたいと考えております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。事務局、そこら辺はそのような対応でよろしい、やっていたかどうかということによろしいでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 よろしいと思ひます。

○齋藤部会長 それでは、そういったところの記述をもう少し書いていただいて、これまでのすれ違いが少しでも解消できることを願っております。

ほかはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○高橋委員 騒音・振動に関してですが、低周波音に関する評価のところでは少しだけ指摘させていただいていたのですが、評価書案の中で、敷地境界で測定した値を評価値と比較されていますよね。指摘させていただいたのは、ここで比較すべきは敷地境界での値ではなくて、家屋の近傍であるとか、あるいは家屋の室内で測定した値を本来比較すべきであるということをご指摘させていただいております。

敷地境界で測定した値と比較して、それでも大丈夫だから、実際には家屋の近くに行くと

もっと値としては下がるはずなので、そこはアセスメントの面からは問題ないのですけれども、評価の方法としては、正しくは家屋の中とか近傍で測定した値を比較するのが正しい方法なので、住民の方に説明する機会があれば、そのところをきちんと説明していただくということと、あと、もし将来また同じような評価書案をつくる機会があれば、そのときは正しい方法で比較していただきたいと思います。

○齋藤部会長 ごめんなさい、今の場所は何ページのところですか。

○高橋委員 手元の資料でいきますと、例えば9番とか10番です。

○齋藤部会長 9番、10番のところであると。ありがとうございます。何か事業者のほうからコメントがございましたら、お願いいたします。

○事業者 評価書案の225ページをお願いできますでしょうか。これが測定の地点図なのですが、このうちの⑤番と⑥番の地点ですけれども、敷地境界から少し離れたところでも測定しておりますので、今後も、次の機会等、この近傍のところを十分把握するような形で測定していきたいと考えております。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。はい。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないということでしたら、ここで一旦議論を閉じたいと思います。

事業者の皆様、本日はありがとうございました。3回も来ていただきましてありがとうございました。それでは、元の席のほうにお戻りいただきたいと思います。よろしく願います。

○小堀委員 すみません、答申案に盛り込んでいただきたいのは、この説明の後にかと思っておりましたが、それを提案させてよろしいですか、この場で。

○齋藤部会長 そのときで結構です。でも、もし事業者と話をしたいということであれば、今、結構です。

○小堀委員 そうですか。では、後でさせていただきます。

○齋藤部会長 事業者との話でなくていいということですね。

○小堀委員 では、今させていただきますが、自然との触れ合い活動の場になりますが、12ページですね。その指摘事項の1番目のところですが、周辺は野火止用水と玉川上水の緑道がありますが、大変道幅が狭くなっているために、この2つの緑道を楽しみに来てくださった方というのは工事車両に気がつきにくい状況にあると思います。そんなことで、車両が集中する時期あるいは車両が道路になるべく滞留しないように、そのような御計画に配慮い

ただくことと、それから、実際に運転する運転者が歩行者に注意をするような、注意を喚起するような、そういう対策を検討いただいて、答申案のほうへ盛り込んでいただければありがたいと思っております。以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。何か事業者のほうからございますか。

○事業者 入り口の道路が少し狭いというのがありますし、緑道を、玉川上水、それから野火止用水、散策をされている方がいらっしゃいますので、工事車両等につきましても、基本的に説明をして、途中の道路に待機することがないように、それから速度を十分守る、時間帯も考慮するというのも何回も話をしながら、直接組合の職員のほうからも、そこは気をつけるように働きかけをする、そのような対策をとっていきたいと考えています。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。

○小堀委員 はい。結構です。

○齋藤部会長 後ほど総括審議に向けた審議事項の候補については挙げていただきますけれども、今、事業者の方にいろいろと御質問をしたり御意見をというようなところで、今まで挙げた項目以外でも何かあれば御意見を受け付けたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですね。はい、わかりました。

本日はどうもありがとうございました。席のほうにお戻りいただければと思います。

それでは、議事を続けていきたいと思っておりますけれども、今までいろいろ議論させていただきましたけれども、次回が4回目、総括審議になりますので、ここで答申案に向けて審議事項の候補を挙げていただきたいと思いますと考えています。基本的には本日の資料のところにある項目がそれぞれ内容を含んだ、同じような内容であれば同じ項目番号になっておりますので、答申案に向けて、こういったことを審議に入れていただきたいというところの項目番号を挙げていただくような形になろうかと思っております。

それぞれの専門のところから話をさせていただくのがいいかなと思うのですが、大気のほうから何かありましたらというような感じで。

○森川委員 今日質問させていただいたことも交えて、煙突の高さの根拠を、奥委員が言われたように、きちんと説明してくださいというのはお願いしたほうがいいかなと思います。

○齋藤部会長 そういう意味では、おそらく1番のところですね。そういった趣旨で審議に入れていくということですね。

○森川委員 はい。

○齋藤部会長 ほかはよろしいですね。2番のところはよくて、とりあえず1番だというこ

とでよろしいですか。

○森川委員 やはり一番大きいのはそこですので。

○齋藤部会長 わかりました。

それから、騒音・振動のほうはいかがでしょう。

○高橋委員 騒音・振動に関しては、4番と5番の、車両の走行に伴う騒音の予測結果というので一部環境基準を超えてしまっている部分があるということで、4番、5番両方とも日常的な状態で環境基準を超えてしまっているということと、4番に関しては、先ほど言いましたように、走行車両の分布を極端な条件にしているということもあって大きくなってしまっている面はあるのですが、とはいえ、超えているのは超えているので、4番と5番に関して十分な配慮をするようにということで審議をしていただければと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。騒音・振動は4、5。先ほど9、10の議論もありましたけれども、そこは大丈夫であろうということで。

○高橋委員 そこは細かいところなので。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

土壌汚染に関しましては、私のほうは特に、法令に従ってしっかりやっていただければよいかなと思いますので、特に項目に挙げなくてもよいかなと思っています。

地盤、水循環はいかがでしょう。

○平林委員 継続的なモニタリングを予定されているということなので、特に問題はないので挙げなくて大丈夫だと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

その次は悪臭ですか。特にここは大丈夫ですか。

○森川委員 特には大丈夫かなと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それから、生物・生態系は小堀委員。あと、たしか19も同じでしたね。自然との触れ合い活動の場も。あわせて、ここで何か新規に入れることがあれば、お願いいたします。

○小堀委員 生物・生態系は特に挙げていただかなくていいかと思いますが、19は、さっき申し上げた点を挙げていただければと思っています。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほか、ここに項目に挙がっていませんけれども、何か委員の皆様のほうで、こういった項

目を挙げたほうがいいのかというところがあればお伺いしますが、いかがでしょうか。

○森川委員 小堀先生のほうでおっしゃっていただいた工事用車両の話ですけれども、自然との触れ合いを求めて来た方だけではなくて、通学路とか、子供たちのところもあったかなと思うので、対象を、もし書かれるのであれば、全般に配慮してというか、特段限定せずに書いていただければいいかなと思います。

○齋藤部会長 わかりました。

以上ですが、ほかに何かございますか、委員の皆様方から。特になければ。よろしいでしょうか。

それでは、以上挙げていただきました項目、それから視点に基づきまして、次回、答申案の原案というか、総括審議のほうに移りたいと思いますので、残りは事務局のほうでよろしくお願いいたします。

それでは、初めの議事はこれにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、2 つ目の議事に入りたいと思います。「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

本日は2 回目の質疑及び審議となります。次回、3 回目の審議は総括審議へ向けたまとめの場としていただきたいと思いますと考えておりますので、本審議で疑問点などを十分に出し、議論を尽くしていただきたいと思いますと考えてございます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事業者の方は席の移動をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日もどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料2、13 ページになりますけれども、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案 部会審議質疑応答をご覧いただきたいと思います。

資料2 は第1 回の審議の内容を整理したもので、13 ページから19 ページまで、7 ページにわたって記載してございます。委員からの指摘、質問事項を評価項目ごとに整理してございまして、13 ページに大気汚染、騒音・振動につきましては13 ページから14 ページにかけて、15 ページに地盤、水循環、風環境について15 ページから17 ページ、日影につきましては17 ページ及び18 ページ、温室効果ガスについて19 ページの順で取りまとめを行っておりまして、合計12 件ございます。環境影響評価項目以外、その他としまして1 件を19 ページに整

理してございます。

なお、第1回の審議において、次回部会にて回答としたものがございます。こちらが風環境の15ページの2つ目、それから16ページ、こちらは風環境の2番ですけれども、こちらについては次回部会にて回答としてございました。この2つにつきまして事前に事業者から御回答がございましたので、その内容を記載してございます。この後、事業者から詳細の説明をお願いしたいと存じます。

事務局からの説明は以上となります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

事業者のほうから回答いただくということかと思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

○事業者 それでは、最初の、15ページの風環境の1番のほうです。実際使いましたデータですけれども、先生からは、10分間値なのか1時間値なのかという御質問であったかと思えます。回答といたしましては、確認の上、10分間値で実施しているという御回答をさせていただきます。

それから、16ページ、同じく風環境の2番目のほうですけれども、風洞実験の条件の中でどういった風を使っているのでしょうかという御質問であったかと思えます。回答といたしましては、実験時の風速になりますけれども、風洞上の800mmの高さで10m/s弱の値。風向につきましては16風向を用いております。風洞内の気流につきましては、地表面粗度区分Ⅲというものを採用しております。こちらが資料編の359ページになりますが、こちらの図のような鉛直分布を用いているということです。

それから、実際のそれぞれの条件といいますか、数値的なものになりますけれども、こちらが綾瀬測定局の測定高さの風速を1としたときの各測定点の風速比、これは各地点ごとの値になりますが、資料編の362ページ～368ページの表と、図のほうも369ページ～381ページに示しているという御回答をさせていただいております。

回答につきましては以上になります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

事務局から資料2、それから、持ち帰りとなった回答を事業者からいただきました。資料2に関する事、それから、ただいま御説明いただきました、持ち帰りになった回答につきまして、まずは皆さんから御意見、御質問等があれば伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特になければ、これから質疑に移りたいと思います。何かお気づきの点があれば後ほどまた御意見をいただければと思いますので、次に進みたいと思います。

ここから事業者の方と質疑応答をさせていただきます。まずは、御欠席されている委員からコメントを預かっていれば、事務局から御紹介をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、本日欠席されております風環境担当の玄委員からコメントを預かっておりますので、御紹介させていただきます。

先ほど回答があったものに関しての継続的な質問だと思いますけれども、資料 2 の 16 ページ、風環境 2 番の事業者回答に「足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速を 1.0 としたときの各測定点の風速比」とありますが、測定点の風速比は、風洞実験から得られた評価対象地点の風速と足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速比ですので、足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速がわからないと各測定点の風速比が算出できないと思います、測定点の風速比を算出する際に、流入風の鉛直分布での足立区綾瀬測定局の測定高さ相当の風速を基準点風速として用いているのでしょうかという質問をいただきました。

○齋藤部会長 非常に専門的な話かもしれませんが、御回答があればお願いしたいと思いません。

○事業者 予測につきましては、これまで実績のある実験場の中で実験をしていただきまして、数値の解析もそちらのほうでこれまでの事例と同じく実験をしていただいておりますので、通常風速比に対応する風向を流しているということは十分考えられますので、一応そちらにつきましては、再度確認の上、次回に回答させていただければと思います。

○齋藤部会長 わかりました。では、玄委員にお伝えいただくということでよろしいでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 はい。

あと、欠席されております荒井委員と小林委員からはコメントは預かっておりません。以上となります。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、欠席委員の方からのコメントについては以上とさせていただきます。出席されている委員から御自由に御意見、御質問等をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

特によろしいですか。項目が幾つか挙がってございますけれども、それぞれの項目について

で御確認いただいているということでしょうか。次が取りまとめという感じになっていきますので、問題点の洗い出しというのは基本的には今日が最後になりますけれども、よろしいですか。

○森川委員 そもそもこの計画を最初見て、お話を聞いたときに、都民の方の意見とかいろいろあったときに、これができ上がった後で、車両の出入り口が今狭くて、ほとんど車が通らないところを中心に車が入り出すんですよというような計画になっていて、その対応についてどうするんですよというのを具体的に伺っていなかったような気がしたので、伺ってもよろしいですか。

○事業者 出入り口の部分につきましては、住民の方から御意見をいただいている部分がございます。見解書にそちらを整理している部分がございます。

○宮田アセスメント担当課長 見解書という薄い冊子の 47 ページに、出入り口の渋滞等の懸念について都民の意見をいただいております。その回答をご覧ください。

○事業者 ありがとうございます。こちらの都民の意見の中に、出入り口が狭い、現在行き止まりの状況の中、こちらに出入り口をつくるということは、今ほとんど通っていないところに車がたくさん走るといことで、大気汚染とか、騒音あるいは振動が心配であるという御意見をいただいております。そちらにつきましては、47 ページ、事業者の見解とさせていただきますけれども、実際、交通につきましてはシミュレーション等を行いまして、滞留等は発生しないといことの結果を得ています。台数的には出てくるものではあるのですが、駐車場待ちの渋滞という意味合いでいきますと、例えば 48 ページにポンチ絵をつけさせていただいておりますけれども、引き込みを地下のほうに誘導して、駐車場はゲートがございますので、その処理能力を含めて滞留の計算を行った結果においても、車が滞るとかということはないような計算結果になっております。

したがいまして、台数的には発生する部分はあるのですけれども、それによって車が滞留して出入りに支障があるとか、アイドリングする車が停まるということは極力ないような形になるのかなと考えております。当然、オープン時であるとか、あるいは、お店もありますのでセールのとときとかはたくさんのお客様がいらっしゃる可能性もありますので、誘導員等の配置で円滑な交通であるとか、路上の駐停車を極力防ぐような形で、地元の方の御心配をできるだけ払拭できるような形にしたいなと考えております。

以上になります。

○森川委員 ありがとうございます。ここに歩行者の方は通らないところなのですか。つま

り、車が来て流れますよということなのですからけれども、歩行者の方が来たら、もちろん車を止めたりしますよね。そこで結局は、キャパシティはあるけれども渋滞になったりとか、そういうことはないですか。

○事業者 先ほどの 48 ページの図の上のほうを見ていただきますと、一点鎖線が計画の敷地で、紫色が建物になるのですけれども、こちらも 4m ほどセットバックしておりますので、歩行者の方も余裕を持った歩行者空間はとられているということになりますので、出入りに関してはやはり一時的な見合いの関係で停まったりということはあるかと思うのですけれども、それによって、たくさんの歩行者がおられることによって車の滞留が起こることではないと考えています。

○森川委員 それも織り込み済みな感じで。

○事業者 そうですね。通常で言えば歩行者のサービス水準とかという話になるかと思うのですが、そちらのほうについても問題はないと考えております。

○森川委員 わかりました。ありがとうございます。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。

○森川委員 はい。

○齋藤部会長 どうもありがとうございます。

○宮田アセスメント担当課長 今の部分は商業施設の入り口とは関係ないので、この線路の下を通る、通行する方がいる、その辺の人の流れを勘案したときに、特に通行の方を妨げることであったり、あと、逆に通行車両が多く停まるようなことがない、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○事業者 はい。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ということだそうですね。御了解いただけますでしょうか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○高橋委員 今の森川委員の発言に乗っかる形になって申し訳ないですが、今のお話は第一期工事の出入り口のことだったと思うのですが、第三期工事の入り口、一番奥まった場所ですね、ここでもやはり道路幅が狭いですし、同じような問題が起こり得る、滞留のような問題が起こり得ると思うのですが、こちらに関してはいかがでしょうか。

○事業者 三期工事につきましても、非常に狭い範囲の中で工事をさせていただく形になります。例えば図面でいきますと、193 ページに建設機械の配置図を示しております。隣の 192

ページを見ていただきますと大分密集度が違うと思いますが、実際は建設機械もたくさん一度に動かせるわけではなくて、ある程度安全を持って、余裕を持って動かすという形になりますので、今の絵自体が少し過剰な配置にはなっています。そうはいつでも、必要な建設機械の稼働であるとか、工事用車両の出入りというのはございますので、台数を時間的な配分であるとか、あるいは朝の通勤であるとか、集中がないようにするとともに、当然、出入口につきましては誘導員を配置して、地元で御迷惑がかからないようにしたいと考えておりますので、そういった配慮を進めていきたいと考えております。

○高橋委員 この第三期工事の部分に関しては、近隣に病院とかもありますので、その点は十分に配慮していただければと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、これにて本日の審議は終了したいと思います。よろしいでしょうか。はい。どうもありがとうございました。

それでは、事業者の皆様、ありがとうございました。それでは、席にお戻りいただければと思います。

本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何か委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は御退席ください。

(傍聴人退場)

(午後 4 時 45 分閉会)